

参考資料

参考資料 1



健感発第 1227003 号

平成 18 年 12

月 27 日

令和 5 年 11 月 10 日一部改正

各 都道府県
政令市
特別区

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長

国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について

今般、高病原性鳥インフルエンザのうち鳥インフルエンザ（H5N1）に感染し、又は感染した疑いのある鳥類（以下「感染鳥類」という。）を認めた場合の、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 15 条に基づく調査及び同法第 29 条に基づく措置等について、下記のとおり定めることとしたので、貴職におかれては、関係者への周知等、対応に遺漏なきよう特段の配慮をお願いする。

また、野鳥における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の対応については、「野鳥等における鳥インフルエンザ（H5N1）の発生への対応について」（平成 20 年 10 月 1 日健感発第 1001001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）によることとしてきたところであるが、当該通知については、関係課と調整の上、これを廃止することとしたので、併せて了知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言である。

記

第 1 目的

都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区長（以下「都道府県知事等」という。）が、鳥類で発生した鳥インフルエンザ（H5N1）のヒトへの感染を未然に防止する観点から、適切な感染予防方法の周知と調査等を行うために必要な対応等について示すものである。

第 2 通常時の留意点等

1. 家きん農場における感染予防

家きん農場における感染予防に万全を期するため、以下のことに留意するよう、家きん農場の従業者等に周知すること。

- (1) 日頃より健康管理に留意し、作業中は専用の作業服、マスク、帽子、手袋及び長靴を着用するなどの通常の衛生対策を徹底するとともに、作業後は、手洗いを励行すること。また、発熱等の健康状態の異常が認められた場合には、速やかに医療機関を受診すること。なお、受診の際に家きんとの接触の機会があったことを医師に伝えること。
- (2) 通常のインフルエンザに罹患している場合は、鳥インフルエンザとの混合感染を予防する観点からも、家きん農場での作業を避けること。
- (3) 鶏の異常死の有無等の観察に努め、鳥インフルエンザ（H5N1）が疑われるような異常が認められた際には、死亡鶏等への接触を避け、速やかに家畜保健衛生所に連絡し、対応を相談すること。

2. 食鳥処理場における感染予防

食鳥処理場における感染防御に万全を期するため、以下のことに留意するよう食鳥処理場の従業者等に周知すること。

- (1) 作業服、マスク及び手袋を着用するなどの通常の衛生対策に加えて、ゴーグルを装着するといった衛生対策を徹底すること。
- (2) 発熱等の健康状態の異常が認められた場合には、速やかに医療機関を受診すること。なお、受診の際に家きんとの接触の機会があったことを医師に伝えること。

3. 野鳥等からの感染予防

死亡又は衰弱した野鳥等並びにその排泄物（以下「死亡野鳥等」という。）を発見した者に対し、以下のことに留意するよう周知すること。

- (1) 死亡野鳥等に直接触れないようにすること。
- (2) 死亡野鳥等に触れた場合は、手洗いを励行すること。また、発熱等の健康状態の異常が認められた場合には、速やかに医療機関を受診し、死亡野鳥等との接触の機会があったことを医師に伝えること。

第3 発生が疑われた場合の留意点等

1. 農場の従事者等における留意点

家きん農場において、家きんの異常死の増加等により鳥インフルエンザ（H5N1）の発生が疑われた場合の感染予防として、以下のことに留意するよう家きん農場の従業者等に周知すること。

- (1) 鳥インフルエンザ（H5N1）の感染の有無が確認されるまでの間は、可能な限り鶏舎への立ち入りを控えることとし、どうしても立ち入らなければならない場合には、適切な個人感染防護具（以下「PPE」という。）を着用するなど、必要な感染防御に努められたいこと。
- (2) 直ちに、鳥インフルエンザ（H5N1）の発生が疑われて以降当該家きん農場に立ち入った者の健康状態の確認を行われたいこと。

2. 死亡野鳥収容者等における留意点

野鳥において、鳥インフルエンザ（H5N1）の発生が疑われた場合の感染予防として、以下のことに留意するよう死亡野鳥等の収容等を行う者等に周知すること。

- （1）鳥インフルエンザ（H5N1）の感染の有無が確認されるまでの間は、住民や観光客等が死亡野鳥等に接触しないよう死亡野鳥の収容等の措置を講じるとともに、必要に応じて死亡野鳥等の発見・収容場所の消毒等の措置に努められたいこと。
- （2）死亡野鳥等を収容する場合には、適切なPPEを着用するなど、必要な感染防御措置を講じること。
- （3）死亡野鳥等と接触した者について、鳥インフルエンザ（H5N1）の感染が確認された場合に速やかに健康観察が行えるよう、関係部局と連携して、接触者の特定作業を開始すること。

3. 防疫作業従事者等への注意喚起

都道府県知事等は、感染鳥類又はその排泄物等（以下「感染鳥類等」という。）の防疫作業に従事する者に対して、以下のことを指導すること。

- （1）作業前後の健康状態を把握すること。
- （2）作業従事に当たっては、手洗いの励行や、適切なPPEの着用等、必要な感染防御手段を講ずるよう徹底すること。
- （3）従事に当たっては体調に十分留意すること。

第4 発生時の調査等

関係部局と協力連携し、感染鳥類等に接触したすべての者（以下、「接触者」という。）について、感染鳥類等との接触の状況について確認を行い、接触の状況に応じ、以下の対応を実施すること。なお、質問又は調査が速やかに実施できるよう、接触者の連絡先等を確認しておくこと。

1. 感染鳥類等と直接接触した場合

- （1）保健所又は衛生部局により、適切なPPEを装着して感染鳥類等を取扱ったが、作業過程において適切な感染防護がなされていなかった可能性がある」と判断された者（※1）

※1に相当する例

- ・ 適切なPPE（防護服、帽子、手袋、N95マスク、ゴーグル）のいずれかを着用せず、感染鳥類等を取り扱った者
- ・ 適切なPPEを装着して感染鳥類等を取り扱ったが、作業途中にその一部を外した（その一部が外れた）者
- ・ 適切なPPEを装着して感染鳥類等を取り扱ったが、作業終了後に適切な方法・場所[※]で脱衣をしなかった者

ア. 健康調査

- ① インフルエンザ様の症状の有無を確認すること。
- ② 感染鳥類等との直接接触後10日間（最終接触日を0日として10日目

まで)は、保健所による指導のもと健康観察(1日2回の検温等)を行うよう要請すること。保健所においては可能な範囲で電話等により健康状態を聴取すること。また、この間は、公共の場所での活動を可能な限り自粛するよう要請するとともに、やむを得ず外出する際にはマスクの着用を指導すること。

鳥インフルエンザ(H5N1)の感染を疑うような症状が発現した場合には、直ちに保健所に相談するよう要請すること。

- ③ 鳥インフルエンザ(H5N1)の感染を疑うような症状を呈した旨の相談を受けた保健所又は衛生部局は、必要と判断される場合には、速やかに医療機関への受診を勧奨し、医師による診断及び治療が適切に行われるよう配慮すること。

なお、受診の際に感染鳥類等との接触の機会があったこと及びこれまでに実施した検査の結果を医師に伝えるように要請すること。

- ④ その他必要と認める検査を行うこと。

イ. 抗インフルエンザウイルス薬の投与

曝露状況等を考慮した臨床判断の下、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うことを推奨する。

- (2) 保健所又は衛生部局により、適切なPPEを装着して感染鳥類等を取扱い、作業過程において適切な感染防護がなされていたと判断された場合(※2)
※2に相当する例

- 適切なPPEを装着して感染鳥類等を取り扱い、作業終了後も適切な方法・場所**で脱衣を行った者

ア. 健康調査

- ① インフルエンザ様の症状の有無を確認すること。
- ② 感染鳥類等との接触の間及びその終了後10日間(最終接触日を0日として10日目まで)は、保健所による指導のもと健康観察を行い、この間に鳥インフルエンザ(H5N1)の感染を疑うような症状が発現した場合には、直ちに保健所に相談するよう要請すること。
- ③ 鳥インフルエンザ(H5N1)の感染を疑うような症状を呈した旨の相談を受けた保健所又は衛生部局は、必要と判断される場合には、速やかに医療機関への受診を勧奨し、医師による診断及び治療が適切に行われるよう配慮すること。

なお、受診の際に感染鳥類等との接触の機会があったことを医師に伝えるように要請すること。

イ. 抗インフルエンザウイルス薬の投与

予防投与は推奨しない。

※※「適切な場所」とは、換気が十分かつ他者との距離が離れている所を指す。密室など換気不十分な

所での脱衣は不適切である。

2. 感染鳥類等との直接接触がない場合（発生場所の周辺地域に居住等をしている者等）

ア. 健康調査

鳥インフルエンザ（H5N1）の感染を疑うような症状を呈した旨の相談を受けた保健所又は衛生部局は、症状発現前10日間の鳥類等との接触状況について確認し、必要と判断される場合には、速やかに医療機関への受診を勧奨し、医師による診断及び治療が適切に行われるよう配慮すること。

イ. 抗インフルエンザウイルス薬の投与

予防投与の必要はない。

第5 患者（疑似症患者を含む。）が確認された場合の対応

都道府県知事等は、第4による積極的疫学調査の結果、鳥インフルエンザ（H5N1）患者（疑似症患者を含む）が確認された場合については、「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成18年11月22日付け健感発第1122001号本職通知）に基づく対応をとること。

第6 適切な情報共有

1. 関係部局との情報共有

鳥類の異常死、鳥インフルエンザ（H5N1）の発生に関する疫学的状況が判明するなど、関係部局が同疾病に関する情報を入手した場合には、速やかに情報提供を受けられるよう、日頃から関係部局等と緊密な連携を図ること。また、鳥インフルエンザ（H5N1）の発生が疑われる等の情報を入手した場合には、2.の規定により速やかに厚生労働省に報告するとともに、関係部局等に対しても情報提供を行われないこと。

2. 他の都道府県等、国等との情報共有

都道府県知事等は、第4による積極的疫学調査に伴い得られる情報の重要性にかんがみ、調査の過程においても、鳥インフルエンザ（H5N1）の発生状況、動向等を含む調査結果について関係する都道府県知事等との間で共有するとともに、感染症法第15条第5項の規定に基づき、厚生労働大臣に報告を行うこと。

また、鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）の発生が都道府県等の区域を越えて発生し、または発生するおそれがある場合には、厚生労働大臣は、感染症法第63条の2の規定に基づき、第4による積極的疫学調査の実施について必要な指示を行うものであること。

第7 接触者等に対する情報提供等

都道府県知事等は、接触者等に対して、鳥インフルエンザ（H5N1）の鳥類における発生の状況、動向及び原因に関する適切な情報発信を行うとともに、マスクの着用、最寄りの保健所等への相談、医療機関での受診等についての必要な

情報提供を行うこと。

また、住民に対する正確な情報の提供に努めること。

第8 その他

都道府県知事等は、第4による積極的疫学調査の実施に当たり、「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成18年11月22日付け健感発第1122001号本職通知）の別添の「接触者調査票」（添付1）及び「接触者に係る体温記録用紙」（添付2）を活用することが可能であること。

添 付 1

鳥インフルエンザ(H5N1)接触者調査票(接触者モニタリング用紙)

1.調査担当保健所 調査者氏名 調査年月日

2.接触者番号:	
3.接触患者発生届受理番号:	4.患者居住地保健所

接触者詳細		5.居住地保健所	
6.氏名:			
7.住所:			
8.電話番号:			
9.職業(仕事先):			
10.生年月日:		11.年齢:	12.性別:
13.同居人の状況			
氏名①	(続柄)	氏名④	(続柄)
氏名②	(続柄)	氏名⑤	(続柄)
氏名③	(続柄)	氏名⑥	(続柄)

14. 患者もしくは患者との接触状況(調査日から10日前まで) 日付および場所、接触内容を記載する	
15.患者(患者)との最終接触日時: 年 月 日 時頃	
16. ☐ 高 ☐ 低 ☐ 要観察例 ☐ 感染防護有り ←該当する項目を☑する	

接触者の調査時の状態 (17.調査日時 年 月 日 時)

18. 発熱 ☐ 有: (発熱 ℃) ・ ☐ 無
19. 呼吸器症状 ☐ 有: 咽頭痛 ・ 咳嗽 ・ 呼吸困難 ・ 低酸素症 ・ その他() ☐ 無
21. 消化器症状 ☐ 有: 下痢 ・ 嘔吐 ・ 腹痛 ・ その他() ☐ 無
20. 発熱・呼吸器症状以外の症状 ☐ 有: 頭痛 ・ 筋肉痛 ・ 関節痛 ・ 全身倦怠感 その他の症状() ☐ 無

検査所見:血算(月 日): 白血球 赤血球 血小板 その他()
 インフルエンザ抗原検査(月 日): 陽性(A 型 ・ B 型 ・ AB 不明) ・ 陰性 ・ 未実施
 胸部レントゲン(月 日): 《所見》
 ウイルス分離・同定(月 日)(検体材料:) : 陽性(亜型:) ・ 陰性 ・ 検査中
 RT-PCR 検査(月 日): 陽性(亜型:) ・ 陰性 ・ 検査中 ・ 未実施
 血清抗体価(月 日)検査法() (亜型:) : 抗体価()倍 ・ 検査中 ・ 未実施

§ 太枠内は必須。検査所見に関しては、判っていれば記載のこと

接触者氏名

接 触 者 モ ニ タ リ ン グ

患者(or患者)との最終接触日時： 年 月 日 時 頃

月日	最終接触 より	連絡手段	体温(℃)	呼吸器症状の有無	呼吸器以外の症状	確認者
/	0日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
/	1日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
/	2日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
/	3日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
/	4日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
/	5日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
/	6日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
/	7日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
/	8日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
/	9日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
/	10日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	

担当者名

連絡先 TEL

添 付 2

《 体 温 記 録 用 紙 》

- * 鳥インフルエンザ(H5N1)観察期間は最長でも10日です。
- * 接触があった日から10日間、38度以上の急な発熱や急性呼吸器症状がなければ、ほぼ感染はなく、もちろん他への感染力もないと思われます。
- * 気になる症状が現れたときには、速やかに最寄りの保健所にご連絡下さい(☆)。
- * なお無症状であり、かつ(☆)を確実に守りいただけるという前提で、この期間も通常通りの生活はしていただけます。しかし、不要不急の外出等は控えていただき、注意深くご自身の健康チェックを行っていただくことをお願い致します。

氏名		住所		TEL 携帯	
接触日より	日	測定時間	体温(℃)	他呼吸器等症状等	備考欄(行先等)
接触日	H 年	朝 :			
	月 日	夕 :			
接触後 1日目	月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 2日目	月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 3日目	月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 4日目	月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 5日目	月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 6日目	月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 7日目	月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 8日目	月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 9日目	月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 10日目	月 日	朝 :			
		夕 :			

問い合わせ・返信先

保健所名

住 所

電 話

F A X

担当者名

参考資料２ インターネット上の情報源

（１）国内の情報

<国内の鳥インフルエンザ関連ページ>

- ・ 環境省 高病原性鳥インフルエンザに関する情報
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html
- ・ 農林水産省 鳥インフルエンザに関する情報
<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>
- ・ 厚生労働省 鳥インフルエンザについて
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144461.html>
- ・ 農研機構 動物衛生研究部門 高病原性鳥インフルエンザ
https://www.naro.go.jp/laboratory/niah/tori_influenza/
- ・ 国立健康危機管理研究機構 鳥インフルエンザ
<https://id-info.jihs.go.jp/diseases/ta/avian-influenza/index.html>
- ・ 国民の皆様へ（鳥インフルエンザについて）（平成 16 年 3 月 9 日、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省）
<http://www.env.go.jp/press/files/jp/5373.pdf>

<野鳥の生息状況に関連するページ>

- ・ 渡り鳥関連情報（環境省）
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/migratory/index.html
- ・ 生物多様性センター（環境省 自然環境局）ガンカモ類の生息調査
http://www.biodic.go.jp/gankamo/gankamo_top.html

（２）国際的な情報

- ・ FAO（国際連合食糧農業機関）Global AIV with Zoonotic Potential
<https://www.fao.org/animal-health/situation-updates/global-aiv-with-zoonotic-potential/en>
- ・ OFFLU（動物インフルエンザに関する専門知識ネットワーク）Avian Influenza
<https://www.offlu.org/index.php/avian-influenza/>
- ・ WHO（世界保健機関）Influenza (Avian and other zoonotic)
[https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/influenza-\(avian-and-other-zoonotic\)](https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/influenza-(avian-and-other-zoonotic))
- ・ WOAH（国際獣疫事務局）Avian Influenza Portal
<https://www.woah.org/en/disease/avian-influenza/>

謝 辞

本マニュアルのとりまとめに当たり、以下の方々に、ご助言並びに情報提供などのご協力をいただいた。これらの方々に厚く御礼申し上げます。

鳥インフルエンザ等野鳥に係る専門家グループ会合の委員、感染経路等調査ワーキンググループ会合の委員、鳥インフルエンザ等野鳥対策に係る専門家グループ会合の委員、高病原性鳥インフルエンザ専門家会合の委員

農林水産省、厚生労働省、国立健康危機管理研究機構、国立環境研究所、農研機構 動物衛生研究部門、動物検疫所

北海道大学、鳥取大学、鹿児島大学、京都産業大学

都道府県の関係部局

野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る
対応技術マニュアル

平成 20（2008）年 9 月作成
平成 23（2011）年 9 月改定
平成 24（2012）年 9 月一部修正
平成 26（2014）年 9 月改定
平成 27（2015）年 9 月一部修正
平成 29（2017）年 9 月改定
平成 30（2018）年 10 月一部修正
令和 3（2021）年 10 月改定
令和 4（2022）年 10 月改定
令和 5（2023）年 8 月改定※11 月一部修正
令和 6（2024）年 9 月改定
令和 7（2025）年 9 月改定

環境省自然環境局